

## 119番メール通報システムのご利用について

### 1, 119番メール通報システムとは

聴覚・言語機能に障害のある方が緊急通報に利用するシステムです。

このシステムはEメール技術を利用しているため、パソコンはもちろんのこと携帯電話などの移動体からの通報も受けることができます。

### 2, 119番メール通報システムの利用対象者

聴覚・言語機能に障害のある方だけに利用していただくシステムで、以下の条件をご確認ください。

1. 美馬市及びつるぎ町に在住している聴覚・言語機能に障害のある方
2. その他、美馬市消防本部消防長・美馬西部消防組合消防本部消防長が特に認めた方

### 3, 登録制

本システムは事前登録制とさせていただきます。

申込先

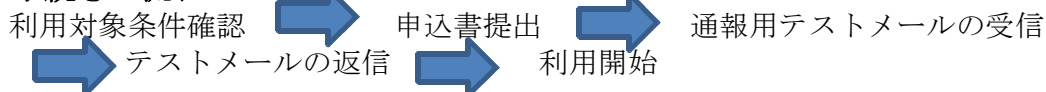
美馬市役所 長寿・障がい福祉課、協町市民サービスセンター、  
美馬町市民サービスセンター、木屋平総合支所総務福祉課

つるぎ町役場 本庁福祉課、半田支所保険福祉課、一字支所住民福祉課

で申込みをお願いします。

なお、登録者が未成年の場合の申込みにつきましては、保護者の方の申込み申請となりますのでお間違えのないようにお願いします。

### 4, 手続きの流れ



### 5, 対応エリア

美馬市・つるぎ町内に限って対応させていただきます。

### 6, 通報用アドレス

通報用アドレスについては、登録が完了した段階でご通知差し上げます。

なお、通報用アドレスは、利用者以外の利用はできませんので、第三者の方に知らせないようにお願いします。

### 7, 緊急通報用FAX

美馬地区消防指令センターでは、本システムとは別に、聴覚・言語機能に障害のある方用として緊急通報用FAXを整備しています。

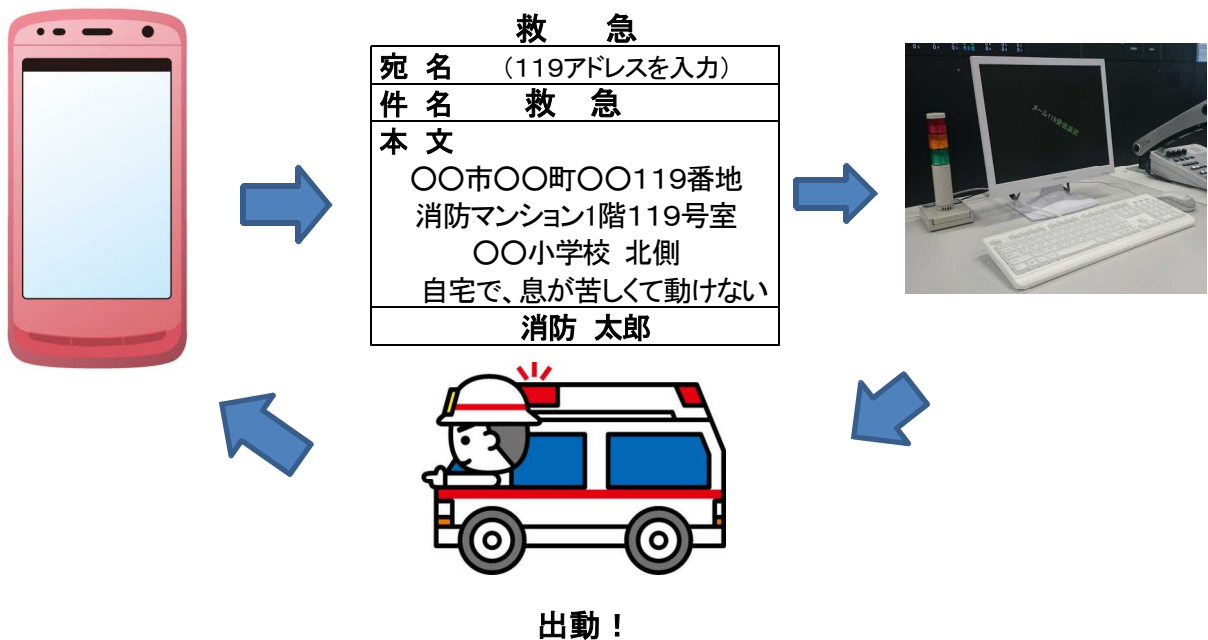
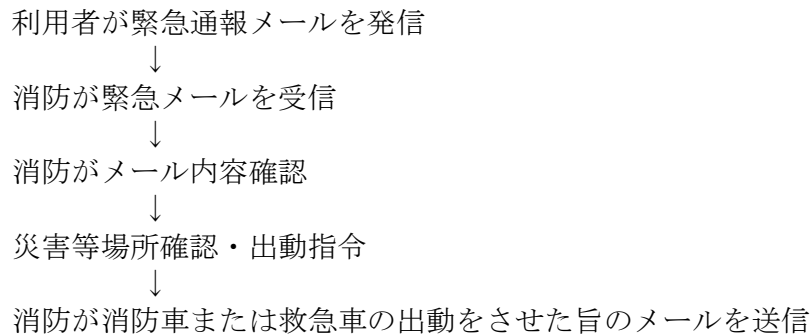
### 8, 通報の範囲

本システムは登録者自身が緊急に消防車や救急車を要請するために利用いただくシステムです。災害を発見し、第三者として通報する時で他にどなたかいる場合には、その方に通報をお願いしてください。周辺に誰も居なく、ご自身だけの場合は通報して下さい。

### 9, 通報要領

通報の際には日本語で、正確な住所、災害の種類（火災・救急・救助の別等）、必要事項を入力し、最後にお名前を添えて送信して下さい。

## 10、通報から出動までの流れ



## 11、その他（注意事項）

- ※ 通報に係るパケット料金、通信料金、プロバイダ料金等は登録者ご自身の支払いとなります。
- ※ 119番メール通報システムは、インターネット技術を利用した通信システムですので、プロバイダや通信事業者のメンテナンスや障害によって停止する可能性があります。
- ※ 電波状況などによって、メールが遅れたり、届かなかったりする場合があります。美馬地区消防指令センターから返信メールが届かなかった時は、再度通報メールを送信するか他の方法で通報してください。（近くの方に助けを求めるなど）
- ※ 119番メール通報システムは美馬地区消防指令センターのパソコンから受信・送信されるメールになりますので、登録者の携帯電話やパソコンの設定によっては迷惑メールとして扱われる可能性があります。その点は、ご自分で設定を必ずご確認ください。
- ※ 119番メール通報システムは登録制ですので、美馬地区消防指令センターのアドレスを他の方には教えないでください。